

# 鹿児島労基

定価 150円（会員の購読料は会費の中に含む）

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会  
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16  
 編集者 電話099(226)3621 FAX 099(226)3622  
 URL <https://www.kakikyo.or.jp>  
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社 朝日印刷

2025年（令和7年） September 9月号

## 令和7年度全国労働衛生週間にについて



花尾神社祭り（鹿児島市郡山町）

【写真提供者：村山 隆氏】

## 目次 CONTENTS

さくらじま	1
令和7年度全国労働衛生週間にについて	2
令和7年度	
全国労働衛生週間説明会開催・用品等のご案内	3
産業保健 健康経営における	
プレゼンティーアイズムと改善の重要性	4
脳・心臓疾患及び精神障害（「過労死」等事案）の	
労災補償状況（令和6年度）について	5
労務管理あれこれ	
～年休申請を5日前として問題ないか～	6
2025（令和7年度）両立支援等助成金のご案内	7
拡充 年収の壁対策	
労働者1人につき最大75万円助成します！	8～9
受動喫煙防止対策助成金のご案内	10～11
9月は障害者雇用支援月間です。	
障害のある方の雇用にご理解・ご協力を！	12
令和7年7月末速報値 業種別死傷災害発生状況	13
工作物石綿事前調査者による事前調査が必要です！	14～15
建設事業者のための雇用管理研修のご案内	16
ゼロ災運動KYTトレーナー研修会	
基礎2日間コース（鹿児島会場）のご案内	17
令和7年10月・11月の講習開催のご案内	18

## さくらじま

今年度からバス通勤を始めた。小学生の一時期にバス通学をして以来、実にウン十年ぶりのバス生活である。

当時のバスには車掌さんが乗っていた。運賃は確か30円。降りるときに手渡すと、車掌さんは腰の黒いガマ口に硬貨を入れ、お釣りがあるときは優しく渡してくれた。時には小学生の私に話しかけてくれることもあり、車内にはゆったりとした時間が流れる、温かい時代だった。

やがて車掌制度は廃止され、最後の日にはお別れのあいさつとともに、小さなお菓子を手渡してくれた。あの時の少し

切ない気持ちは今でも忘れられない。

今のバスは運転士さんが一人で運行している。時間管理、車内アナウンス、ICカードの積み増し対応、さらにはバス停から飛んでくる行き先確認の声にも応えている。忙しそうだが、安全運転は揺るがず、そのマルチタスクをこなす様子には感心してしまう。

運賃の支払い方法も多様化し、現金、ICカード、クレジットカード、スマホ定期券まである。私はスマホ定期券に少し憧れつつも操作に不安があり、ICカード定期券を使っている。機械にかざすだけの便利さはあるが、あの優しい車掌さんがいた時代を、ふと懐かしく思う。

事業者の皆さんへ

# 第76回 全国労働衛生週間

2025（令和7）年10月1日（水）～7日（火）【準備期間：9月1日～30日】

全国労働衛生週間スローガン

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて  
ストレスチェックで健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

## 準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 治療と仕事の両立支援対策
- 女性の健康課題への取組
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- 職場の受動喫煙防止対策
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策

## 全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



鹿児島労働局・各労働基準監督署

# 全国労働衛生週間説明会・用品等のご案内

(公社)鹿児島県労働基準協会

令和7年度全国労働衛生週間が、10月1日から7日までの間、「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」をスローガンに始まります。

当協会では、準備期間中に下記日程表のとおり説明会を開催し、鹿児島県における労働衛生の現況、関係統計の情報をお知らせし、労働衛生水準の向上を図ることとしています。

また、併せて周知用の用品（ポスター等）の販売も行います。  
是非、ご参加下さいますようご案内いたします。

## 説明会・用品等の問合せ先

◇鹿児島支部	電話 099-226-7427	FAX 099-226-7429
◇川内支部	電話 0996-25-1377	FAX 0996-41-3936
◇鹿屋支部	電話 0994-40-9055	FAX 0994-40-9056
◇加治木支部	電話 0995-63-1030	FAX 0995-63-1030
◇加世田支部	電話 0993-58-2183	FAX 0993-58-2184
◇志布志支部	電話 099-472-4877	FAX 099-472-4833
◇大島支部	電話 0997-53-5487	FAX 0997-53-6270
◇種子島支部	電話 0997-22-2736	FAX 0997-22-2731

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて  
ストレスチェックで健康職場



## 令和7年度全国労働衛生週間説明会日程表

	日 時	会 場	所在地
鹿児島支部	9月10日（水）14:00～	ホテルアクシアくしきの	いちき串木野市長崎町101
	9月12日（金）14:00～	ふれあいプラザなのはな館	指宿市東方9300-1
	9月17日（水）10:30～	鹿児島県歴史・美術センター黎明館	鹿児島市城山町7-2
	9月17日（水）14:00～	鹿児島県歴史・美術センター黎明館	鹿児島市城山町7-2
	9月25日（木）10:00～	屋久島環境文化村センター	熊毛郡屋久島町宮之浦823-1
川内支部	9月10日（水）13:30～	薩摩川内市国際交流センター	薩摩川内市天辰町2211-1
	9月11日（木）13:30～	出水市中央公民館	出水市文化町23
鹿屋支部	9月29日（月）14:00～	鹿屋市農業研修センター	鹿屋市札元1丁目21-7
加治木支部	9月11日（木）14:00～	溝辺公民館（みそめ館）	霧島市溝辺町麓3391
	9月16日（火）14:00～	菱刈環境改善センター	伊佐市菱刈前目251-1
	9月18日（木）14:00～	姶良市文化会館加音ホール	姶良市加治木町木田5348-185
加世田支部	9月11日（木）14:00～	枕崎市民会館 第1会議室	枕崎市千代田町114
	9月18日（木）14:00～	ふれあいかせだいにしへホール	南さつま市加世田川畑2641-2
志布志支部	9月24日（水）13:30～	志布志市文化会館	志布志市志布志町志布志2238-1
大島支部	9月9日（火）13:30～	喜界町中央公民館	大島郡喜界町赤連18-2
	9月18日（木）10:00～	和泊町中央公民館	大島郡和泊町和泊10
	9月19日（金）10:00～	奄美川商ホール	奄美市名瀬長浜町517
	9月25日（木）15:00～	与論町防災センター	大島郡与論町茶花2045-3
	9月29日（月）13:30～	瀬戸内建設業協会	大島郡瀬戸内町吉仁屋字松江7-6
	9月30日（火）13:30～	徳之島建設会館	鹿児島県大島郡徳之島町亀津7460
種子島支部	9月24日（水）10:00～	種子島建設会館	西之表市鴨女209-1

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です  
～健康診断と事後措置の徹底を～



## 健康経営におけるプレゼンティーアイズムと改善の重要性

鹿児島産業保健総合支援センター 産業保健相談員  
高司 謙

現代のビジネス環境は、働き方の多様化や人材の流動化が加速し、企業の持続的な成長のためには、従業員一人一人が持つ能力を最大限に引き出すことが不可欠です。こうした中、従業員を「資本」と捉え、その健康増進に戦略的に投資する「健康経営」が、企業の競争力を左右する重要な経営戦略として注目されています。

### プレゼンティーアイズム：見えにくい「生産性の低下」

出勤はしているものの、ちょっとした体調不良（例：肩こりや腰痛、アレルギー、メンタル不調など）によって、本来発揮できるパフォーマンス（業務遂行能力）が低下し、労働生産性が低下している状態を指します。

従業員本人は「休むほどではない」と考えて無理をして出勤しているケースが多く、勤怠上は問題がないため、本人はパフォーマンスの低下を自覚していなかったり、周囲の上司や同僚からは気づかれにくかったりします。

### アブセンティーアイズム：明確な「労働力の損失」

病気やけが、心の不調が原因で、欠勤や休職をしている状態を指します。

健康経営で特に重要視されているのは、「プレゼンティーアイズム」の方です。その理由は主に3つあります。

### 理由1：企業への経済的損失がより大きい

プレゼンティーアイズムによる企業の経済的損失は、アブセンティーアイズムよりもはるかに大きいことが明らかになっています。

東京大学ワーキンググループと横浜市の共同研究によると、従業員1人当たりの年間の労働生産性損失額を算出しており、その差は歴然としています。

#### 従業員1人当たりの年間平均損失額：

・プレゼンティーアイズムによる損失：  
低リスク群56.4万円 高リスク群159.4万円

・アブセンティーアイズムによる損失：  
低リスク群2.4万円 高リスク群12.3万円

（出典：古井祐司ほか「中小企業における労働生産性の損失とその影響要因」日本労働研究雑誌 no.695/June 49-61, 2018.）

### 理由2：アブセンティーアイズムへの移行リスクと「予防」の観点

プレゼンティーアイズムは、病気や長期休業への「黄信号」であり「予備軍」の状態です。「この程度の不調なら大丈夫」と無理を重ねることで、症状は徐々に悪化し、やがては治療が必要となり、欠勤や休職といったアブセンティーアイズムへと移行してしまうリスクを内包しています。

したがって、プレゼンティーアイズムの段階で従業員の不調のサインを早期に発見し、適切なケア（例：相談窓口の設置、休暇取得の推奨、産業医面談）を行うことは、極めて重要な「予防医学的アプローチ」と言えます。従業員個人の健康悪化を防ぐと同時に、組織全体の労働力損失を未然に防ぐ、効果的なリスクマネジメントになります。

### 理由3：従業員エンゲージメントと企業価値向上への波及効果

従業員一人一人の心身の不調に組織として向き合い、誰もが健康で快適に働ける職場環境を整備することは、従業員の「ウェルビーイング」を実現することに直結します。

心身が健康であれば、仕事への満足度や組織への貢献意欲などの「エンゲージメント」は自然と高まります。その結果、個々の創造性や生産性が向上し、イノベーションが生まれやすい活気ある組織風土が醸成されるでしょう。

さらに、こうした取り組みは「従業員を大切にする企業」という強力なメッセージとなり、企業の社会的評価を高めます。特に近年重視されるESG（環境・社会・ガバナンス）経営の観点からも、従業員の健康と安全への配慮は、投資家や顧客、そして未来の優秀な人材から選ばれるための重要な要素となるのです。

以上のことから、健康経営を推進するうえで、プレゼンティーアイズムという「見えにくい生産性の低下」に光を当て、その改善に取り組むことこそ、従業員の幸福と企業の持続的成長を両立させる「経営戦略」と言えるでしょう。

# 脳・心臓疾患及び精神障害（「過労死」等事案）の 労災補償状況（令和6年度）について

鹿児島労働局労災補償課

## （1）脳血管疾患及び虚血性心疾患等の労災補償状況

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
全 国	請求件数	803	1,023	1,030
	決定件数	509	667	783
	うち支給決定件数	194	216	241
鹿児島	請求件数	13	12	14
	決定件数	6	7	9
	うち支給決定件数	2	3	1

※ 決定件数は当該年度以前に請求されたものを含みます。

- ① 全国の請求件数は1,030件で前年度に比べ7件増加しており、鹿児島県の請求件数は14件で前年度に比べ2件増加している。
- ② 業種別（全国）の請求件数は、「運輸業、郵便業」213件、「卸売業、小売業」150件、「建設業」128件の順に多い。支給決定件数は、「運輸業、郵便業」88件、「宿泊、飲食サービス業」28件、「製造業」24件の順に多い。
- ③ 職種別（全国）の請求件数は、「輸送・機械運転従事者」177件、「専門的・技術的職業従事者」149件、「サービス職業従事者」136件の順に多い。支給決定件数は、「輸送・機械運転従事者」75件、「サービス職業従事者」34件、「専門的・技術的職業従事者」32件の順に多い。
- ④ 年齢別（全国）の請求件数は、「50～59歳」411件、「60歳以上」348件、「40～49歳」213件の順に多い。支給決定件数は、「50～59歳」129件、「40～49歳」60件、「60歳以上」44件の順に多い。

## （2）精神障害の労災補償状況

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
全 国	請求件数	2,683 (183)	3,575 (212)	3,780 (202)
	決定件数	1,986 (155)	2,583 (170)	3,494 (215)
	うち支給決定件数	710 (67)	883 (79)	1,055 (88)
鹿児島	請求件数	18 (2)	38 (3)	26 (1)
	決定件数	10 (0)	23 (3)	24 (1)
	うち支給決定件数	1 (0)	10 (2)	6 (0)

※ 各欄（ ）は自殺者数（未遂を含む）で内数。支給決定件数は当該年度以前に請求されたものを含みます。

- ① 全国の請求件数は3,780件で前年度に比べ205件増加しており、鹿児島県の請求件数は26件で前年度に比べ12件減少している。
- ② 業種別（全国）の請求件数は、「医療、福祉」983件、「製造業」583件、「卸売業、小売業」545件の順に多い。支給決定件数は、「医療、福祉」270件、「製造業」161件、「卸売業、小売業」120件の順に多い。
- ③ 職種別（全国）の請求件数は、「専門的・技術的職業従事者」1,030件、「事務従事者」796件、「サービス職業従事者」556件の順に多い。支給決定件数は、「専門的・技術的職業従事者」300件、「サービス職業従事者」182件、「事務従事者」160件の順に多い。
- ④ 年齢別（全国）の請求件数は、「40～49歳」1,041件、「30～39歳」889件、「50～59歳」870件の順に多い。支給決定件数は、「40～49歳」283件、「30～39歳」245件、「20～29歳」243件の順に多い。
- ⑤ 出来事別の支給決定件数（全国）は、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」224件、「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」119件、「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」108件の順に多い。

# 労務管理あれこれ

（年休申請を5日前として問題ないか）

鹿児島労働局監督課

## 年休申請についてお尋ねします。

（Q）当社の就業規則には、年次有給休暇をとる場合、5日前までに所定用紙に記入して所属長に提出しなければならないことになっています。もちろん、これは原則であり、突発的な病気やけがなどの場合は当日でも構わないことになっていますが、たとえ原則とはいっても5日前までに申し出るというのは少し早過ぎるような気がします。法的に問題ないでしょうか。

## 違法ではないが前日までが一般的

（A）年休の請求（時季指定）手続きについては、労働基準法に別段の定めがあるわけではありません。したがって、各企業の状況に合わせてそれぞれ任意に一定の手続きを設ければよいことになりますが、ただし法第39条の趣旨を損なわないという条件がつきます。

ご質問の場合は、「5日前までに所定用紙に記入して所属長に提出する」とのことですが、一般的には、書面で請求させたほうが口頭などに比べ確実ですし、また年休の残日数などの確認も正確にできますので広く行われているようです。

しかし、その申し込みを5日前までとし、それ以降なされた申請は原則として認めないとするのは、いかがなものでしょうか。つまり、法第39条が使用者に時季変更権を付与している趣旨からすれば、「事業の正常な運営を妨げる」客観的な事情があるかどうかを判断できる最小限度の時間ががあれば足りると考えられるからです。つまり、前日の所定終業時間までに申し出れば、会社とし

ても時季変更権を行使するか否かの決定にはこと足りるものといわざるを得ません。

ご質問の場合は、病気などの突発的な事由については当日の請求でも構わないことですが、それでもたとえば風邪や疲労などにより当日年休をとるようなケースを考えれば、こういう場合の年休の消化を相当制限するであろうことは想像に難くありませんし、場合によっては年休請求権を不当に侵害する結果にもなりかねません。

「5日前に請求する」こととしても、前日に請求のあった年休を拒否することはもとよりできない（場合によっては手続き違反の対象になり得ますが）のですから、貴社の場合も「前日の所定終業時刻まで」に申し出るとする扱いにされたほうがよいでしょう。

また、年休の当日請求に関する判例として、此花電報電話局事件（昭57.3.18最高裁第一小法廷判決）があり、この判決を受け、①「当日請求は使用者に時季変更権の判断をする余地がないことなどから正当な権利の行使とは認められないため、拒否できるという説」と、②「当日請求に対し、使用者は法所定の事由があれば事後でも時季変更権を行使できるだけあって、当日請求であることのみを理由に拒否することはできない説」とに分かれています。

実務上は、当日請求であっても、直ちに拒否するのではなく、事案ごとに時季変更権行使の条件を満たすか否かの判断を行い、時季変更権を行使する場合には、年次有給休暇請求日以後、できるだけ早い時期に行うようにすべきでしょう。

## 令和7年度 鹿児島労働安全衛生大会

日 時 令和7年10月31日（金） 13:30～16:00

場 所 川商ホール（鹿児島市民文化ホール） 第2ホール  
(鹿児島市与次郎2-3-1)

特別講演 演題：健康で安全な人生を手に入れる労働衛生

～職場で実践できる健康管理のポイント～

講師：鹿児島純心大学名誉教授 德永 龍子（とくながりゅうこ）氏

## 2025（令和7年度）両立支援等助成金のご案内

仕事と育児・介護等を両立できる職場環境づくりのために、  
以下の取組を行った中小企業事業主の皆さまを応援します！

- |               |                            |
|---------------|----------------------------|
| 男性の育児休業取得促進   | » 1 出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金） |
| 仕事と介護の両立支援    | » 2 介護離職防止支援コース            |
| 円滑な育児休業取得支援   | » 3 育児休業等支援コース             |
| 業務代替者への手当支給等  | » 4 育休中等業務代替支援コース          |
| 育児期の柔軟な働き方整備  | » 5 柔軟な働き方選択制度等支援コース       |
| 仕事と不妊治療等の両立支援 | » 6 不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース |
- ＼NEW／

◎支給申請書や記載例は、厚生労働省HPからダウンロードできます。

◎支給の要件や手続等については、厚生労働省HP掲載の助成金支給要領を必ずご確認ください。

ご不明な点は、鹿児島労働局雇用環境・均等室（099-222-8446）へお問い合わせください。

### 1 出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）

育児休業を取得しやすい雇用環境整備などを行い、男性労働者が育児休業を取得した場合に受給できる助成金です。

### 2 介護離職防止支援コース

労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、労働者が介護休業を取得した場合や、介護両立支援制度を利用した場合などに受給できる助成金です。

### 3 育児休業等支援コース

労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、労働者が育児休業を取得した場合に受給できる助成金です。

### 4 育休中等業務代替支援コース

育児休業取得者や短時間勤務者の業務を代わりに行う労働者に手当を支給、または代替要員を新規雇用（または派遣で受入）した場合に受給できる助成金です。

### 5 柔軟な働き方選択制度等支援コース

柔軟な働き方選択制度等を複数導入した上で、対象労働者が制度を利用した場合に受給できる助成金です。

### 6 不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース

＼NEW／

不妊治療、月経（PMS（月経前症候群）含む。）や更年期といった女性の健康課題に対応するために利用可能な両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組むとともに、不妊治療や女性の健康課題に関する労働者の相談に対応し、それに対応する両立支援制度を労働者が利用した場合に受給できる助成金です。

両立支援等助成金 厚生労働省

検索

（問い合わせ・申請先）鹿児島労働局 雇用環境・均等室（099-222-8446）

〒892-8535 鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階



事業主の皆さまへ

厚生労働省

拡充

## 年収の壁対策

労働者1人につき最大75万円助成します！

キャリアアップ助成金

## 年収の壁対策の取り組みを行うことで、

**労働者**にとっては、「年収の壁」を意識せず働くことができ、社会保険に加入することで、**待遇改善につながる**！**事業主**の皆さまにおいては、**人手不足の解消**に！

・政府広報オンライン「年収の金・支援強化パッケージ」を加工して作成

## 「短時間労働者労働時間延長支援コース」を創設しました！

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取り組みを行った事業主に助成します。

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
5時間以上	—			
4時間以上5時間未満	5%以上	50万円	40万円	30万円
3時間以上4時間未満	10%以上			
2時間以上3時間未満	15%以上			

複数年かけて週所定労働時間の延長等に取り組み、社会保険に加入する場合も対象

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
労働時間を更に2時間以上延長	—			
—	基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用	25万円	20万円	15万円

社会保険加入時点の取り組み内容（1年目）と2年目の取り組み実施後（2年目）で比較

※小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主を指します。

## 注意点

対象となる労働者は、社会保険の加入日の6か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

## 手続き

- 助成金を受けるには、事前※にキャリアアップ計画書を都道府県労働局へ提出してください。
- ※本コースの場合、社会保険加入日の前日まで（令和7年10月1日加入の場合、同年9月30日まで）
- 取り組みを6か月間継続した後、2か月以内に支給申請してください。

ただし、現行の「社会保険適用時待遇改善コース」の計画届を提出している場合は、  
本コースの計画届・変更届の提出は必要ありません。

## 現）社会保険適用時待遇改善コースからの切替申請が出来ます

社会保険適用時待遇改善コース（労働時間延長メニューまたは併用メニュー）の取り組みを進めていても、  
本コースの要件を充足する場合、切り替えての申請が可能です※。

令和7年7月1日

労働時間延長及び併用の取り組み

6か月継続雇用

▲ 計画届

▲ 社会保険加入および  
労働時間延長等の取り組み

▲ 支給申請

## 切替対象

社会保険適用時待遇改善コースの労働時間延長メニューまたは併用メニューを利用して  
いたが、同時に新コースの要件を満たしている場合には、新コースでの申請が可能！

※ただし、支給申請期間が令和7年7月1日より前（同年6月30日以前）に終了する場合は、切り替えはできません。

## 対象となる労働者をチェックしましょう！

雇用している短時間労働者の中に、新たに社会保険の被保険者の要件<sup>※1</sup>を満たす方はいますか。

はい

その労働者は、以下の①、②の両方に該当する方ですか。

① 社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用されている。

② 社会保険加入日から過去2年以内に同事業所で社会保険に加入していなかった。

はい

その労働者は、社会保険加入日から2か月以内に、週所定労働時間を一定時間延長すること<sup>※2</sup>ができますか。

はい

上記の要件に満たない場合でも、その労働者は週所定労働時間を一定時間延長することなどができますか。または、その労働者の社会保険加入日から最長2年間の手当<sup>※3</sup>等を支給した上で、その後の働き方について、労使で話し合いを行う予定ですか。

はい

**短時間労働者労働時間延長支援コース**

**社会保険適用時待遇改善コースの活用が考えられます**

いいえ

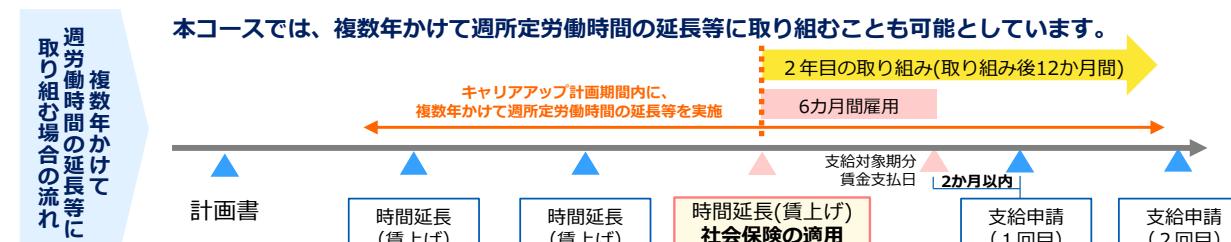
いいえ

**支給要件には該当しません**

- ※1 従業員51人以上の企業等では、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上であること。（学生を除く）  
 従業員50人以下の企業等では、週の所定労働時間及び月の所定労働日数がフルタイム従業員の3/4以上であること。  
 なお、労使合意により任意に短時間労働者を適用する場合には、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上の方も被保険者となります。  
 （注）従業員数は厚生年金の適用対象者（フルタイム従業員、週の所定労働時間及び月の所定労働日数がフルタイム従業員の3/4以上の者）の合計です。
- ※2 表面の支給要件をご覗ください。
- ※3 社会保険適用促進手当（労働者が社会保険に加入するにあたり、事業主が労働者の保険料負担を軽減するために支給する手当。標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険適用に伴い新たに発生した本人負担分の社会保険料相当額を上限として、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない。）

## 申請手続き

- コース実施の前日までに、キャリアアップ計画書を作成し、管轄労働局へ提出してください。  
 (現行の「社会保険適用時待遇改善コース」の計画書を提出している場合は提出の必要はありません。)
- 支給申請は、支給対象期分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に支給申請書を提出してください。



キャリアアップ助成金の詳細については、都道府県労働局またはハローワークまでお問合せください。

各都道府県の「働き方改革推進支援センター」や「年収の壁突破・総合相談窓口」でも助成金に関する相談を受け付けています。

### 最寄りのセンターの連絡先

働き方改革推進支援センター 無料相談窓口

検索

厚生労働省  
公式HP

年収の壁突破  
総合相談窓口

0120-030-045 (フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日8:30~18:15 (土日・祝日・年末年始 (12/29~1/3) はご利用いただけません。)



[令和7年度版]

職場での受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業主の皆さんへ

# 「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

健康増進法が改正され、2020年4月から原則屋内禁煙が義務化されています。  
職場での受動喫煙防止対策を行うにあたっては、既存特定飲食提供施設において費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」が適用になるため、ぜひご活用ください。

## 対象となる事業主

次の（1）～（4）すべてに該当する事業主が対象です。

（1）	健康増進法で定める既存特定飲食提供施設（※）を営む ※健康増進法に規定する第二種施設のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設で以下の3つの要件を満たすもの。 ①2020年4月1日時点で現に存する飲食店／②資本金5,000万円以下／③客席面積100m <sup>2</sup> 以下																		
（2）	労働者災害補償保険の適用を受ける																		
（3）	次のいずれかに該当する <table border="1" data-bbox="352 848 1351 1145"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>常時雇用する労働者数※1</th> <th>資本金または出資の総額※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業 小売業、飲食店、配達飲食サービス業</td> <td>50人以下</td> <td>5,000万円以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業 物品販賣業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス（例：協同組合）など</td> <td>100人以下</td> <td>5,000万円以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業 卸売業</td> <td>100人以下</td> <td>1億円以下</td> </tr> <tr> <td>その他の業種 農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など</td> <td>300人以下</td> <td>3億円以下</td> </tr> </tbody> </table>				業種	常時雇用する労働者数※1	資本金または出資の総額※1	小売業 小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下	サービス業 物品販賣業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下	5,000万円以下	卸売業 卸売業	100人以下	1億円以下	その他の業種 農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下
業種	常時雇用する労働者数※1	資本金または出資の総額※1																	
小売業 小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下																	
サービス業 物品販賣業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下	5,000万円以下																	
卸売業 卸売業	100人以下	1億円以下																	
その他の業種 農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下																	
（4）	事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする																		

## 助成の対象となる措置

健康増進法で定める既存特定飲食提供施設に限ります。

①	喫煙専用室の設置・改修 (既存特定飲食提供施設)	・入口における風速が0.2m/秒以上 ・煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井などによって区画されていること ・煙を屋外または外部の場所に排気すること	喫煙外の使用 ×
②	指定たばこ専用喫煙室の設置・改修 (既存特定飲食提供施設)	・入口における風速が0.2m/秒以上 ・煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井などによって区画されていること ・煙を屋外または外部の場所に排気すること	喫煙外の使用 ○

## 助成内容

助成対象経費	助成率	上限額
上記①～②の措置にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など	主たる産業分類が飲食店の事業者は2/3 それ以外は1/2	100万円

- ・交付は事業場単位とし、**1事業場につき1回のみ**とします。過去にこの助成金を交付された事業場は申請できません。
- ・同じ事業場で複数の場所に措置※2を講じる場合は、1件の申請としてまとめて申請してください。

※2 同時期に行う措置で、①～②のいずれか、または複数の組み合わせ。合計の場合も上限額は100万円です。



厚生労働省・都道府県労働局

留意  
事項

この助成金の受給にあたっては、**喫煙専用室の設置などの事業計画の内容が技術的および経済的な観点から妥当であることが必要**です。そのため、特に経済的な観点の目安として、単位面積当たりの助成対象経費の上限額を下表のように定めています。

**単位面積当たりの助成対象経費が下表に掲げる上限を超える場合、合理的な理由があると都道府県労働局長が認める場合を除き、単位面積当たりの助成対象経費上限額まで助成金の交付決定を行いますのでご注意ください。**

交付対象	設置を行おうとする喫煙室等の単位面積当たりの助成対象経費上限額
①喫煙専用室の設置・改修	60万円/m <sup>2</sup>
②指定たばこ専用喫煙室などの設置・改修	

例) 主たる産業分類が飲食店以外の事業場が3m<sup>2</sup>の喫煙専用室の設置・改修を行う計画の場合、合理的な理由があると認められない限り、助成対象経費として3m<sup>2</sup>×60万円/m<sup>2</sup> = **180万円まで（助成額にして90万円まで）**しか認められません。

## 交付申請に必要な書類 \*印の書類には所定の様式があります。

1	受動喫煙防止対策助成金交付申請書 *
2	受動喫煙の防止に係る事業計画 *
3	交付要件に該当する旨及び不交付要件には該当しない旨の申立を行う書類 *
4	措置を講じる場所の工事前の写真（申請日から3か月以内に撮影したもの）
5	設置を予定している喫煙室や換気装置の場所など助成事業の詳細を確認できる資料
6	講じる措置が要件を満たして設計されていることが確認できる資料
7	事業場の室内とそれに準ずる環境で、措置を講じる区域以外での喫煙を禁止する旨を説明する書類
8	講じる措置に関する施工業者からの見積書の写し（ <b>2業者以上必要</b> ）
9	事業開始の特例に係る申請書（交付決定前に契約、支払などを行う場合のみ）
10	その他都道府県労働局長が必要と認める書類（既存特定飲食提供施設であることを確認できる資料等を含む）

労働局で保有している情報から助成事業者が要件に該当するか判断がつかない場合など、内容に不明な点がある場合は、確認のための追加資料を求める場合がありますので、ご留意ください。

## 申請に当たっての注意点

- ▶この助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、**厳格な運用が求められる制度**です。助成金の交付要綱、交付要領、その他規定類をよく読み、制度の内容を理解してから申請してください。
- ▶偽りやその他不正行為により助成金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合には、**助成金の返還を求めることがあります**。また、5年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。
- ▶受付は原則申請順とし、**申請額が予算額に到達した場合、申請受付を締め切る予定**です。お早めにお申し込みください。
- ▶【財産を処分する場合の承認申請（必要な場合に手続きしてください）】助成金を受けた年度終了後5年以内に、事業の廃止等に伴い、譲渡または廃棄する場合は、原則事前の承認が必要です。
- ◆受動喫煙防止対策助成金の申請様式、手引きなど【厚生労働省ホームページ】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>



※助成金についてご不明な点は、鹿児島労働局健康安全課（099-223-8279）へご相談ください。

## 9月は障害者雇用支援月間です。障害のある方の雇用にご理解・ご協力を！

鹿児島労働局職業対策課

障害者の雇用の促進と安定を図るために、障害者自身の職業的自立への努力に加えて、国民一般、特に事業主の理解と協力が不可欠であり、関係者が一体となって雇用対策に努めることが重要です。このため9月を「障害者雇用支援月間」と定め、障害者雇用支援運動を積極的に展開することとしています。

## ○ 障害者就職面接会

日時 令和7年9月17日（水）13時～16時

場所 西原商会アリーナ（鹿児島アリーナ）（鹿児島市城西）

問合せ先 ハローワーク鹿児島（電話 099-250-6071）

日時 令和7年9月25日（木）13時～16時

場所 ホテルさつき苑（鹿屋市西原）

問合せ先 ハローワーク鹿屋（電話 0994-42-4135）

ハローワーク大隅（電話 099-482-1265）

## ○ 障害者雇用支援・激励大会

日時 令和7年9月2日（火）13時30分～15時

場所 川商ホール（市民文化ホール）（鹿児島市与次郎）

## ○ 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を

開催中

職場内で共に働く精神障害、発達障害のある方々の応援者（サポーター）になっていただくため、障害に関する知識や必要な配慮等を学ぶ講座を開催しています。ご要望に応じて、事業所への出前講座やオンライン講座も行っています。

## 【問合せ先】

鹿児島労働局職業対策課（電話 099-219-8712）

## 県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

## 【令和7年6月分】

県内有効求人倍率 1.08倍（前月比0.03P減少）

全国平均有効求人倍率 1.22倍（前月比0.02P減少）

県内正社員有効求人倍率 1.02倍（前年同月比0.02P減）

全国正社員有効求人倍率 1.14倍（前年同月比0.18P増）

※ 県内の雇用失業情勢は、求人が求職を上回っているものの、求人が緩やかに減少しています。物価上昇等が雇用に与える影響について、引き続き今後の動向を注視してまいります。

当局においては、職業訓練等を通じたキャリア形成の促進や人手不足が特に顕著な分野におけるマッチングの支援など、必要な対策に取り組んでまいります。

## 各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

## 【トライアル雇用助成金】

「トライアル雇用」は、求職者を一定期間試行雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。この制度の利用に当たって、事業主は助成金を受けることができます。障害を持った求職者のトライアル雇用には以下の2コースがあります。

## ○ 障害者トライアルコース

就職が困難な障害者を、ハローワーク等の紹介により原則3ヶ月間の試行雇用を行う事業主に対し助成。

## ○ 障害者短時間トライアルコース

直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者又は発達障害者の求職者について、3ヶ月から12ヶ月の期間をかけながら週20時間以上の就業を目指して試行雇用を行う事業主に対して助成。

※ 「トライアル雇用」を実施する場合は、その旨を求人票に記載して募集する必要があります。まずは管轄のハローワークへご相談ください。



外国人労働者

「イラストレーター：ミヤヒビタカ」



## 令和7年7月末 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

業種 年	令和7年		令和6年		対前年			
					増減数		増減率	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1,048	5	1,114	12	-66	-7	-5.9%	-58.3%
1 製造業	218	1	207	4	11	-3	5.3%	-75.0%
1 食料品製造業	135		134	3	1	-3	0.7%	-100.0%
4 木材・木製品製造業	9	1	14		-5	1	-35.7%	
9 窯業土石製品製造業	9		8	1	1	-1	12.5%	-100.0%
11~12 金属製品製造業	11		15		-4		-26.7%	
13~15 機械機具製造業	19		16		3		18.8%	
上記以外の製造業	35		20		15		75.0%	
2 鉱業		5		1		4	400.0%	
3 建設業		145		157	4	-12	-4	-7.6% -100.0%
1 土木工事業		47		60	3	-13	-3	-21.7% -100.0%
2 建築工事業		69		70	1	-1	-1	-1.4% -100.0%
3 その他の建設業		29		27		2		7.4%
4 運輸交通業		110		105	1	5	-1	4.8% -100.0%
1 鉄道・航空機業		1				1		
2 道路旅客運送業		10		8		2		25.0%
3 道路貨物運送業		99		97	1	2	-1	2.1% -100.0%
4 その他の運輸交通業								
5 貨物取扱業		8		14		-6		-42.9%
1 陸上貨物取扱業				5		-5		-100.0%
2 港湾運送業		8		9		-1		-11.1%
6 農林業		57	2	58	2	-1		-1.7%
1 農業		31	1	26	1	5		19.2%
2 林業		26	1	32	1	-6		-18.8%
7 畜産・水産業		36		59		-23		-39.0%
8 商業		146	1	132		14	1	10.6%
1 卸売業		24		20		4		20.0%
2 小売業		110	1	101		9	1	8.9%
3 理美容業		3				3		
4 その他の商業		9		11		-2		-18.2%
9 金融・広告業		6		10		-4		-40.0%
11 通信業		14		14				
12 教育・研究業		8		6		2		33.3%
13 保健衛生業		174		192		-18		-9.4%
1 医療保健業		78		73		5		6.8%
2 社会福祉施設		93		116		-23		-19.8%
3 その他の保健衛生業		3		3				
14 接客娯楽業		55		63		-8		-12.7%
1 旅館業		11		14		-3		-21.4%
2 飲食店		29		34		-5		-14.7%
3 その他の接客娯楽業		15		15				
上記以外の事業		66	1	96	1	-30		-31.3%
10 映画・演劇業								
15 清掃・と畜業		37	1	55		-18	1	-32.7%
16 宮公署								
17 その他の事業		29		41	1	-12	-1	-29.3% -100.0%
陸上貨物運送事業（4~3~5~1）		99		102	1	-3	-1	-2.9% -100.0%
第三次産業（8~17）		469	2	513	1	-44	1	-8.6% 100.0%

① 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。

② 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。

③ 下段の陸上貨物運送事業（4~3~5~1）及び第三次産業（8~17）は、別計。

④ 死傷者数、死亡者数ともに新型コロナウイルス感染症患者を除く。

一部の工作物の  
解体・改修・メンテナンス等の工事にあたっては

ボイラーも  
(簡易ボイラー含む)

送配電用ケーブルも

焼却設備も

工業炉も

発電設備も  
(非常用発電設備含む)

変圧器・キュービクルも

貯蔵設備も

配管設備も  
(高圧配管・下水管含む)

反応槽も  
(オートクレーブ含む)

対象工作物の詳細は裏面をご確認ください。

義務化スタート!!

2026年1月1日以降着工の工事から有資格者による調査

# 工作物石綿 事前調査者 による事前調査が必要です！

調査者の資格を取得するためには、  
労働局登録講習機関の講習を修了する必要があります。

工作物 事前調査 講習 検索



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/#c03>



(R7.7)

# 無資格者による石綿事前調査は法令違反になります

区分	対象工作物	事前調査の資格
特定工作物 (厚生労働大臣及び環境 大臣が定める工作物)	① 反応槽 ② 加熱炉 ③ ボイラー及び圧力容器 ④ 焼却設備 ⑤ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。） ⑥ 配電設備 ⑦ 変電設備 ⑧ 送電設備（ケーブルを含む。） ⑨ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。） ⑩ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）	工作物石綿事前調査者のみ!!
	⑪ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。） ⑫ トンネルの天井板 ⑬ プラットホームの上家 ⑭ 遮音壁 ⑮ 軽量盛土保護パネル ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）	下記のいずれか - 工作物石綿事前調査者 - 一般建築物石綿含有建材調査者 - 特定建築物石綿含有建材調査者 - 2023年9月までに日本アスベスト調査 診断協会に登録された者
特定工作物以外の工作物	上記（①～⑯）以外の工作物 (※) 塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。	

原則、すべての建築物・工作物・鋼製の船舶の解体・改修工事において、石綿の使用の有無を調査（事前調査）しなければなりません。

対象範囲についての詳しい資料は  
こちらです。必ずご確認ください。

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/investigator-structures/>



建築物 **工作物** 船舶 の解体・改修工事の着工前に  
労基署及び自治体への**石綿事前調査結果の報告**はお済みですか？

一定規模以上の解体・改修工事については、  
着工前に事前調査結果の報告を行うことが義務付けられています。

**Point 1 石綿が無い場合でも、「石綿無し」を報告することが必要！**

**Point 2 石綿の使用が禁止された2006年9月以降の建築物等\*であっても、  
事前調査結果の報告が必要！** \*書面調査により2006年9月1日以降の着工であることを確認する

**Point 3 報告対象外の小規模な工事でも原則事前調査の実施は必要！**

## 事前調査対象の解体・改修工事

原則、すべての解体・改修工事が事前調査の対象！

### 報告対象の工事

工事対象	工事の種類	対象となる工事
建築物 <sup>※1</sup>	解体	解体部分の床面積の合計が 80 m <sup>2</sup> 以上の工事
	改修	請負金額 100 万円以上の工事（税込）
特定工作物 <sup>※1</sup>	解体・改修	請負金額 100 万円以上の工事（税込）
船舶(鋼製のものに限る) <sup>※2</sup>	解体・改修	総トン数が 20 トン以上の工事

※1 建築物と工作物が混在する場合は建築物及び工作物の両方を含めた工事全体の請負金額 100 万円以上（税込）であれば報告対象  
※2 船舶に関する工事については、地方公共団体への報告は不要で、労働基準監督署のみに報告を行えば足ります。

事前調査結果の報告は  
石綿事前調査結果報告システムから  
実施していただけます



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>

石綿調査 報告 検索

厚生労働省委託事業  
「令和7年度 建設労働者雇用支援事業」



テキスト  
無料  
受講料  
無料

## 建設事業者のための 雇用管理研修のご案内

鹿児島版

建設業で選任義務のある「雇用管理責任者」のための研修です

令和7年度 建設労働者雇用支援事業では、建設労働者の雇用の改善等に関する法律に基づき、雇用管理に必要な知識の習得を目的とした研修を全国47都道府県にて無料で実施しています。

対象となる方 雇用管理責任者の方、それに準ずる立場の方、雇用管理に必要な知識と習得したい方など

詳細・お申込み・お問合わせはホームページへ  
<https://koyoukanri.mhlw.go.jp/>

【検索】雇用管理研修

【申込受付中】お申込み・お問合わせはこちちら

【申込締切】開催3日前（オンライン講習は10日前）まで



- 研修終了後、後日修了証（PDFファイル）を交付します
- 参加者名及び企業名は厚生労働省へ提出します
- 詳細なカリキュラム等はホームページをご確認ください
- 昼食・お飲み物等は各自ご用意ください
- キャンセルの際は事前にご連絡ください  
(体調不良等、急なご事情であれば当日でも結構です)

建設業の雇用管理の基礎を確認したい

**基礎講習** 雇用管理上必要な関係法令や各種制度に関する基礎的な知識の習得と向上を目的とした研修です。

対面講習 【時間】9:00～16:30

鹿児島市 【定員】各30名

【日時】①令和7年9月25日（木）  
②令和7年12月12日（金）

【会場】オロシティホール2階中会議室

【住所】鹿児島県鹿児島市卸本町6-12

曾於市 【定員】30名

【日時】令和7年10月21日（火）

【会場】曾於建設会館

【住所】鹿児島県曾於市大隅町岩川5662

薩摩川内市 【定員】40名

【日時】令和7年10月22日（水）

【会場】川内建設会館

【住所】鹿児島県薩摩川内市神田町2-21

**オンライン講習** 【定員】各80名

【時間】9:00～16:30／※印9:30～17:00

【令和7年8月】

28日（木）

【令和7年9月】

18日（木）・25日（木）26日（金）

【令和7年10月】

※2日（木）・※15日（水）

17日（金）・24日（金）

【令和7年11月】

14日（金）・26日（水）・28日（金）

【令和7年12月】

3日（水）・9日（火）

12日（金）・23日（火）

【令和8年1月】

15日（木）・27日（火）

講義内容

1. 雇用管理総論と建設雇用改善施策
2. 社会保険の意義と概要
3. 労働法の概要

オンライン講習を  
受講される際のご注意

1. Zoomを使用します。
2. 受講確認のため  
**WEBカメラが必須**  
となります。
3. 受講日の10営業日前がお申込み締切日となります。
4. テキストは郵送、参加用URLはメールで送付します。
5. 詳細はホームページの「オンライン講習について」をご確認下さい。

講義内容

1. 建設業界の背景及び概要【講義】
2. アイスブレイク
3. 事例検討①②③【グループワーク】

若年者の職場の定着率を高めたい

**コミュニケーションスキル等向上コース**

講義とグループワークを通じて、若年者や部下への関わり方、職場でのモチベーション維持・向上の手法等について事例を基に学びます。

対面講習

【日時】①令和7年10月30日（木）

②令和7年11月20日（木）

【会場】オロシティホール2階第4会議室

【定員】各20名

【時間】13:00～16:30 【住所】鹿児島県鹿児島市卸本町6-12



部下からの相談対応が  
間違っていたことに気付いた。

職長、事務職、営業職といった様々な立場の参加者と意見交換することで  
新たな学びを得た。

受講者の声

協力

公益社団法人鹿児島県労働基準協会

受託企業

労働調査会九州支社

# ゼロ災運動KYTトレーナー研修会 基礎2日間コース（鹿児島会場）のご案内

主催：中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンター  
協力：公益社団法人鹿児島県労働基準協会

日頃からゼロ災害全員参加運動（ゼロ災運動）の普及・定着にご理解ご協力を賜り御礼申し上げます。ゼロ災運動は、「一人ひとりカケガエノナイひと」、この人間尊重の理念が、運動の出発点となります。つまり、この運動の最大の特徴は、「人を中心におく運動」だということです。これは、40年以上全く変わらない原点です。いくら良いシステムや仕組みであっても、それを動かすのは人であることを忘れてはいけないと考えております。

企業を取り巻く社会環境が変化する今、改めて、KY活動、指差し呼称、健康KY、4Sといった職場風土を耕す道具の有効性を再認識し、全員参加で安全と健康を先取りし、明るく生き生きとした職場風土づくりを目指す、ゼロ災運動の普及・定着のために、今年度も研修会参加をお待ちしています。

**【日 程】 令和7年10月15日（水）～16日（木）**

**【時 間】 9時00分から17時00分まで（受付開始8時30分～）**

**【会 場】 オロシティーホール 二階大会議室（鹿児島市卸本町6-12）**

**【対象者】 企業の管理監督者、安全衛生スタッフ等**

**【内 容】 危険予知訓練活用技法（実技）について**

KYT基礎4R法、ワンポイントKYT、自問自答カード1人KYT、KYTトレーナー演習などを役割演技・金魚鉢方式によって体験学習します。

**【定 員】 60名（参加者をチーム別に編成して討議します。）**

◆参加費

区分	基本金額	備考
会員※	29,700円	参加費は1名分で資料代、消費税10%を含みます。 (昼食は各自準備願います。)
一般（非会員）	33,000円	

※会員とは中央労働災害防止協会の賛助会員又は鹿児島県労働基準協会の会員事業場のことです。

◆申込締切日 10月9日（木）まで（定員になり次第、締め切れます）

◆お申込方法 申込みは、中央労働災害防止協会WEB受付のみ

「中災防 KYT鹿児島」で【検索】▶

お申込みフォームで必要事項を入力して送信してください。

※鹿児島県労働基準協会会員の皆様へ

お申込みフォームにある【中災防会員について】の欄は、「非会員（一般）」を選択し、通信欄に「協会会員」とご入力ください。

一人ひとりカケガエノナイひとヨシ！  
何がなんでもゼロ災害ヨシ！  
ゼロ災害でいこうヨシ！



◆参加費のお振込みについて

お申込み後、指定する口座までお振り込みください。

原則開催日の2週間前までにお振り込みをお願いいたします。

誠に恐れ入りますが、振込手数料はお客様にてご負担願います。

◆参加の取消について

お申込み後に参加を取り消される場合は、下記のキャンセル料をいただきます。

開催日から起算して7日前から前日…受講料の30%

開催日当日…受講料の100%

なお、お振込いただいた受講料は返金に係る手数料を差し引いた額を返金いたします。

◆問合せ先【主催】

中央労働災害防止協会 九州安全衛生サービスセンター TEL 092-437-1664

## 令和7年10月～11月 講習開催のご案内（9月Web予約開始分）

## 鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部

詳細はホームページをご参照ください

<https://www.kakikyo.or.jp/seminar/>

講習名	講習日	Web予約開始日	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格
技能講習	[普通自動車運転免許証等写し必要]高所作業車運転	10/27～28	9/1	<p><b>【全科目者】</b> 会員 37,290円 一般 37,730円</p> <p><b>【科目免除者】</b> 会員 36,190円 一般 36,630円</p>
	車両系建設機械運転(解体用)	10/30	9/1	<p><b>【受講資格】</b> ・普通自動車運転免許等所持者</p> <p><b>【科目免除者】</b> ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・移動式クレーン運転士免許所持者</p>
	石綿作業主任者	10/30～31	9/1	<p><b>【受講資格】</b> ・車両系建設機械(整地等)運転技能講習修了者</p>
	小型移動式クレーン運転	11/4～6	9/8	<p><b>【全科目者】</b> 会員 37,290円 一般 37,730円</p> <p><b>【科目免除者】</b> 会員 33,990円 一般 34,430円</p>
	車両系建設機械運転(整地・運搬・積込み用及び掘削用)	[全科目者] 11/10～14	9/16	<p><b>【全科目者】</b> 会員 77,990円 一般 78,430円</p>
		[科目免除者] 11/10～11		<p><b>【科目免除者】</b> 会員 39,490円 一般 39,930円</p>
	玉掛け	11/10～12	9/16	<p><b>【全科目者】</b> 会員 22,990円 一般 23,430円</p> <p><b>【科目免除者】</b> 会員 20,790円 一般 21,230円</p>
	有機溶剤作業主任者	11/13～14	9/16	<p><b>【全科目者】</b> 会員 15,620円 一般 16,280円</p>
	[普通自動車運転免許証等写し必要]フォークリフト運転	[全科目者] 11/17～21	9/22	<p><b>【全科目者】</b> 会員 31,900円 一般 32,450円</p>
		[科目免除者] 11/17～18		<p><b>【科目免除者】</b> 会員 20,900円 一般 21,450円</p>
特別教育	石綿作業主任者	11/27～28	9/29	<p><b>【受講資格】</b> ・普通自動車運転免許等所持者</p>
	車両系建設機械運転(解体用)	11/27	9/29	<p><b>【受講資格】</b> ・車両系建設機械(整地等)運転技能講習修了者</p>
	フルハーネス型墜落静止用器具	11/4	9/8	<p><b>【受講資格】</b> ・大型特殊自動車運転免許所持者 (カタピラ車限定を除く)</p>
	クレーン運転	11/17～18	9/22	<p><b>【受講資格】</b> ・移動式クレーン運転士免許所持者</p>
その他	アーケ溶接等	11/25～27	9/29	<p><b>【受講資格】</b> ・揚貨装置運転士免許所持者</p>
	小型車両系建設機械運転(整地・運搬・積込み用及び掘削用)	11/25～26	9/29	<p><b>【受講資格】</b> ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者</p>
	安全衛生推進者	10/28～29	9/1	<p><b>【受講資格】</b> ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者</p>

## 奄美地区での講習会のお知らせ

講習名	講習日	Web予約開始日	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格
その他職長教育	11/18～19	9/22	会員 12,980円 一般 16,280円	

## 化学物質管理者講習（取扱事業場向け）

化学物質管理者講習Web申込

検索



講習日	Web申込期間	受講料テキスト代(消費税込)	受講料納入期限	会場	受講資格
11/5	9/24～26	非会員事業場 14,080円 会員事業場 12,980円	9/30	オロシティーホール	化学物質を取り扱う事業場等（製造事業場を除く）で化学物質管理者として職務を担う方